

保護者様

学校名 上野村立上野中学校

校長名 今井 啓介

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

年生・ さんは〔 〕により欠席中ですが、これは学校保健安全法に示されている感染症にあたりますので、出席停止とします。出席停止期間の基準は以下の通りです。回復後「登校許可証明書」に主治医の証明を得て、お持ちいただき登校させてください。

停止期間の基準

(令和5年5月現在)

学校等で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） 鳥インフルエンザ（病原体インフルエンザウイルス A (H5N1) であるものに限る）	治癒するまで
第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過しかつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有するとが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、症チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

<注>・上記の出席停止期間は基準ですので、主治医の判断に従ってください。

主治医様

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡しください。

----- 〈 き り と り せ ん 〉 -----

登校許可証明書

上野村立上野中学校長 様

* 年 組 氏名

病名「 _____ 」

上記の者は出席停止となっていましたが、軽快し登校可能な状態になったと認めます。

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師 印

*印は事前に学校または保護者が記入してください。